

令和2年1月23日
市民環境部

損壊家屋解体制度の申請受付を開始します

令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨の影響により損壊した家屋等において、市が生活環境保全上解体の必要があると判断したものに対して、被災者の生活再建支援を図ることを目的に、市が解体、収集、運搬及び処分を行います。

記

1 対象

- (1) 令和元年台風15号、19号の影響により、り災証明で「半壊」以上の判定を受けた家屋など
- (2) 令和元年10月25日の大雨の影響により、り災証明で「全壊」の判定を受けた家屋など

2 申請窓口

- (1) 場 所 市役所 4階 被災者支援相談窓口
- (2) 受付期間 令和2年2月3日（月）から令和2年3月31日（火）まで
（土・日・祝日は除く）
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時は除く）
- (4) 受付方法 窓口での混雑を避けるため、受付は「予約制」とします。申請される方は、下記電話番号へご連絡ください。

3 制度の概要

(1) 公費解体制度

所有者の申請により、市が所有者に代わって損壊家屋等の解体・撤去をするもの。

(2) 自費解体費用償還制度

自らの費用負担で、解体・撤去を行った方を対象に、解体・撤去に要する費用を償還するもの。

なお、償還する額は、市が算定した基準額の範囲内となるため、費用の全額を償還できない場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

君津市市民環境部損壊家屋対応 担当：林・石井・朝生

電話：0439-56-1296 FAX：0439-56-1629

メール：seiso@city.kimitsu.lg.jp